



アセットマネジメントOneがビーグリー<3981>株式の大量保有報告書を提出



ビーグリー<3981>について、アセットマネジメントOneが4月21日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出了。

提出理由は「投資信託または投資一任契約に基づき投資権限を有するもの。」によるもの。

報告書によると、アセットマネジメントOneのビーグリー株式保有比率は、5.07%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2017年4月14日。